

**新成年後見制度制定 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立
15周年記念式典シンポジウム
「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」**

平成26年12月13日（土）、東京都千代田区の手町サンケイプラザで、社会福祉士、社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員、大学教授、司法書士、一般の主婦や会社員の方々等約150人が参加し、頭書のシンポジウムが盛況に開催されました。

開会挨拶では、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート（以下、リーガルサポート）理事長の松井秀樹が「15年が経過し後見の社会化が進展した中、民法868条の意思尊重義務と身上配慮義務の具体化のため、3年を経て今年5月、行動指針の策定作業が終了した」旨を述べました。

次に大阪大学大学院国際公共政策研究科教授の床谷文雄氏による基調講演「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」がありました。床谷教授は、成年後見制度改革の意義や後見人の権利義務等を説明しながら「後見、保佐、補助の使い分けが十分でない」「代理行為と事実行為の境界が不明瞭である」「狭義の事務だけでなく広範な役割を期待されている」などの問題点に言及しました。その上で、行動指針策定の意義を「代理権、取消権、同意権といった後見人の民法上の権利義務が具体化される」「民法上の権利義務を超えた必要最小限の能力制限の必要性や家族等との協働の大切さの指針ともなる」「専門職後見人だけでなく親族後見人や市民後見人の指針ともなる」と説き、今後の成年後見制度の課題を「障害者権利条約の下、成年後見から意思決定支援に制度が移っていく可能性があり、対応が求められる」などと指摘し、「後見人は本人の一生に寄り添う存在なので、個々の事務のこと以上に、本人の一生にどう関わるかという視点が大切である」と締めくくりました。

さらにリーガルサポートの後見人の行動指針策定委員会委員の古田真理と岸川久美子による基調報告「行動指針『7つの区分』の解説」と続きました。各区分の趣旨を簡単に紹介すると、「前文：我が国だけでなく世界的な成年後見制度の基本理念等にも基づき策定した」「条項A：後見事務で最も基本となるのは本人との関わりなので、初めにAで策定した」「条項BCD：いずれの区分の理念も意思決定の支援という点で共通するが、代行決定に偏りがちな従来の後見実務を見直すため、Bを総論的に、C以下を各論的に策定した」「条項E：意思尊重義務と身上配慮義務について改めて意識してもらうため策定した」「条項F：後見人は善管注意義務が求められるし、一種の公務とも言えるので、それに資するための姿勢を策定した」「条項G：関係者に後見制度の理解を深めてもらうことが、より良い後見事務に結び付くという観点から策定した」。

そして休憩をはさんだ後のパネルディスカッションでは、後見人の行動指針策定委員会委員長 姜信潤がコーディネーターとして、以下の方々がパネリストとして登壇し、今回策定した行動指針の各条項について現場の声を交えた活発な意見交換が行われました。

- ・大阪大学大学院 国際公共政策研究科教授 床谷文雄氏
- ・大阪弁護士会 弁護士 井上計雄氏
- ・公益社団法人東京福祉士会会長 大輪典子氏
- ・大阪市市民後見人協議会副会長 川村正子氏

- ・読売新聞東京本社編集委員 阿部文彦氏
- ・後見人の行動指針策定委員会副委員長 中西正人
- ・後見人の行動指針策定委員会委員 南村幸児

まず条項 A「本人との関わり」について、川村氏より自身の後見人としての経験から、就任当初は会話がほとんどできなかったが、週一回訪問するなど時間をかけて本人と接して信頼関係を築くことで、希望や意思を確認できるまでになり本人の活動の幅が広がった事例が紹介され、本人を知ることの大切さが語られました。井上氏からは、弁護士は紛争性の事案が多く、その解決や適正な管理のために本人を知るにとどまることがあるが、生活の質の向上を計るにはもっと本人との関わりをもつ必要がある、市民後見人と同様の活動は難しいが専門職として工夫が必要と感じているとのお話がありました。次に条項 B「意思決定支援」について大輪氏より、本人と共に考え、悩み、決定し、そして結果も共に引き受ける姿勢が重要とのお話がありました。「後見人は悩まなければならない」との言葉が印象的でした。条項 E「本人の生活への配慮」では南村氏がポイントとして①本人の意向に沿う②社会的資源・人的ネットワーク活用③権利侵害から本人を守る、の 3 点を挙げると、大輪氏からも援助者不知による不利益を受けることのないよう、地域、関係機関との連携が重要である、と指摘がありました。条項 F「事務の姿勢」の検討においては、阿部氏より 2013 年 1 年間で成年後見制度の利用者が受けた着服被害が 662 件、被害総額が 44 億 9 千万円との最高裁の統計紹介があり、会場から驚きの声があがりました。専門職の事件は内 14 件ですが、職業倫理を高めるために倫理的にあるべき姿を示すことが必要との指摘がありました。尚、中西氏からこの行動指針自体は後見人の理想をめざして作成したもので、基本的にはできるところを取り入れて頂ければと思っているが、条項 F は後見人として守らなければいけない項目と認識していると注意がありました。

指針全体に対する意見として床谷氏より、家裁にもこの指針を前提とする後見人を推奨するような働きかけを行うなど、指針の浸透を図ることが重要であろう、そしてこの行動指針をより発展させて頂きたいとのお話がありました。これら以外にもパネリストの方々から様々な意見や具体的な事例紹介などが述べられ、来場者の方々もメモをとりながら最後まで熱心に耳を傾けておられました。進行役である姜氏から、この行動指針を日頃の職務の内容を振り返り一步でも半歩でも前進する材料にして頂きたい、とのお話がありディスカッションは締めくくられました。

最後に委員会委員 大塚昭男より行動指針が広く後見事務に携わる方々に利用され、またこれを機会に新たな議論が巻き起こることを期待したいとのと閉会の挨拶がなされ、満場の拍手の中シンポウムは閉会しました。

平成 26 年 5 月 15 日

後見人の行動指針

公益社団法人

成年後見センター・リーガルサポート

我々は、後見人が事務を行うにあたって、この行動指針を策定した。

その目指すところは、「自己決定の尊重」、「現有能力の活用」、「ノーマライゼーション」といった我が国の成年後見制度の基本理念を自覚するとともに、本人の自己決定を支援し権利の制約を最小限にする世界の成年後見制度の潮流を取り入れ、より本人と向き合った事務がなされ、適切な代弁活動をすることにより本人の最善の利益を図ることにある。

A. 本人との関わり

- 1, 本人の性格、生活歴、障害や病気など、本人自身を知るよう努めよう。
- 2, 本人を知るため、定期的に面会しよう。
- 3, 本人の意思、希望、価値観などを尊重しよう。

B. 本人による意思決定の支援

- 1, 本人による意思決定を支援し、その決定された意思を尊重しよう。ただし、本人の身体又は財産に重大な不利益が生じるおそれのあるときは、そのことを本人に説明し、本人の利益に適う決定がされるよう支援しよう。

C. 代理権の行使

- 1, 後見人が代理権を行使するときでも、前提となる意思決定は本人にしてもらうよう働きかけよう。
- 2, 本人による意思決定が困難で後見人が本人に代わって意思決定をするときは、本人の意向や希望をくみ取り、推定される本人の意思に沿った決定をしよう。
- 3, 後見人が本人に代わって意思決定をするときは、本人の権利や行動の自由に対する制約がより少ない方法を選択しよう。

D. 同意権、取消権の行使

- 1, 事後に取消権を行使することより、事前に同意権を行使することを意識しよう。
- 2, 同意権を行使するときは、十分な情報を本人に理解できるように伝え、本人の意思決定を支援したうえで、同意するか否かを判断しよう。
- 3, 取消権の行使は、本人の身体又は財産に重大な不利益が生じるおそれがあるなど、やむを得ない場合に限定しよう。

- 4, 取消権を行使するときは、その必要性を本人に説明し、できる限り本人の理解を得るようにしよう。

E, 本人の生活への配慮

- 1, 本人の意向を尊重し、本人が安定した生活を送れるよう支援しよう。
- 2, 本人が利用できる制度等の社会資源について情報を収集し活用しよう。
- 3, 本人の財産は、単に保全するだけでなく、生活の質を向上させるために活かそう。
- 4, 本人を支援する人との連携を保ち、それぞれの役割を分担しながら本人の生活を支えよう。
- 5, 本人が虐待、放任、搾取等の被害をうけていないか気を配ろう。

F, 事務の姿勢

- 1, 後見人の職務と立場を自覚し、公正かつ誠実な後見事務を心がけよう。
 - ①本人との利益相反、利害の対立に注意する。
 - ②会計管理や後見事務の正確な記録を残す。
 - ③本人の財産は、後見人自身の財産と明確に区別して管理する。
 - ④審判や契約で定められた報酬と事務費用のほかに、金銭や利益の供与を受けない。
 - ⑤第三者後見人への遺贈は、後見人の関与を疑われるおそれがあるので受けない。
- 2, 与えられた権限を逸脱しないようにしよう。
- 3, 本人のための後見人であることを自覚し、周囲の関係者の意向に引きずられないようにしよう。
- 4, 自らの事務について、定期的に振り返る機会を持つよう。
- 5, 周囲の関係者の意見を聞き、自らの事務が独善に陥らないようにしよう。
- 6, 後見人の経験をもとに、成年後見制度の内容や運用を改善するための意見を出そう。

G, 法定後見申立や任意後見契約締結にあたって

- 1, 制度の仕組みと本人が受ける制約を、本人や周囲の関係者に十分説明しよう。
- 2, 法定後見では、本人の状態にあった類型の申立てを心がけよう。
- 3, 法定後見の代理権や同意権は、それが本人への制約になることを意識し、必要最小限の権限の付与を求めよう。
- 4, 任意後見の受任をしようとするときは、時間をかけて本人の理解に努め、信頼関係の構築を図ろう。
- 5, 任意後見を受任するときは、本人の知識、経験及び財産の状況等に配慮して適正な契約内容を考えよう。
- 6, 任意後見の受任者は、本人の状況を把握し、適切な時期に任意後見監督人の選任を申し立てよう。